## 食品ロス削減に向けての取組を進める意見書

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、飢餓に苦しむ国がある一方で、その3分の1は無駄に捨てられている。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスである。農林水産省によると、日本では平成25年は年間2797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの632万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。削減には、事業者による取組とともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって、政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 一、食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス 削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 一、加工食品等の食品ロスを削減するため、過剰生産の改善など、コンビニエンスストアをはじめとする事業者の取組を推進すること。
- 一、飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれる分量のメニューや量より質を 重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」 など好事例を全国に展開すること。
- 一、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。
- 一、フードバンクや子ども食堂などの取組を全国的に拡大し、未利用食品を必要 とする人に届ける仕組みを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 28 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣(消費者担当)、総務大臣

## 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万人を超える待機児童が存在する。

また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取組を推進するとともに、待機児童の多い地域においては、認可施設の確保などを集中的に講ずることも必要である。

よって、政府においては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を 図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 一、多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」などについて、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。
- 一、都市部における施設整備の用地確保を図るため、公有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。
- 一、保育士の賃金引上げやキャリアアップ支援などの処遇改善を検討すること。 また、育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこ と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 28 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(子育て支援担当) 総務大臣

## 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の 見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しや地域支援事業への移行を検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に 低所得世帯等弱者の切捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑 制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、 高齢者の自律的な生活を阻害し、給付費が増大する恐れがある。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに おいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念 に沿って、高齢者が必要な介護が受けられるように検討を行うことを強く求める。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 28 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣